

介護職員等による喀痰吸引等に係る 制度について

宮城県保健福祉部障害福祉課
在宅支援班

医行為の制限

医師法

- 医行為を行えるのは医師のみ。
- たんの吸引や経管栄養は医行為に該当

● 第十七条

医師でなければ、医業をしてはならない。

※「医業」とは、「医行為を業として行なうこと」を言う。

※たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理（H24厚生労働省）。

● 罰則 (第三十一条)

三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はその両方

保健師助産師看護師法

- 看護師等は、医師の指示の下に、診療の補助等を行うことができる。

● 第五条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

● 第三十一条

看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。

● 罰則 (第四十三条)

二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又はその両方

医行為の制限の例外

社会福祉士及び介護福祉士法

- 介護職員であっても、以下の手続を経た上であれば、医師の指示の下に、一部の医行為（≡特定行為（たんの吸引、経管栄養））を行うことができる。
 - ① 県又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修を修了する。
 - ② 県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける。
 - ③ 県から登録特定行為事業者の登録を受ける。

● 附則第三条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為を行うことを業とすることができる。

● 附則第四条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。
2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

● 附則第二十条 [特定行為業務の登録]

自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

必要な手続き等の概要

●実施可能な医行為 (=特定行為)

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

●喀痰吸引等研修の類型

	1号研修	2号研修	3号研修
対象者	不特定の者 ※複数の職員が複数の利用者にたんの吸引等を実施する場合（高齢者の介護施設や居宅系サービス事業所などでの対応を想定）		特定の者 ※個別性の高い特定の対象者に特定の職員がたんの吸引等を実施する場合（ALS・筋ジストロフィー・高位頸髄損傷・遷延性意識障害・重症心身障害等の重度障害者等を想定）
行える特定行為	①～⑤全て	①～⑤の何れか	
カリキュラム	<input type="radio"/> 基本研修（講義50時間＋演習） <input type="radio"/> 実地研修		<input type="radio"/> 基本研修（講義8時間＋演習） <input type="radio"/> 実地研修
研修実施主体	県及び登録研修機関		登録研修機関
県担当課	長寿社会政策課		障害福祉課

※喀痰吸引等研修を修了したのみでは、特定行為は行えません。

必要な手続き等の概要

① 喀痰吸引等研修の修了

県又は登録研修機関が開催する喀痰吸引等研修を受講し、修了証書の交付を受けてください。

② 従事者の認定

○認定特定行為業務従事者認定証の交付申請

所定の研修を修了し、特定行為を行う技術を習得した者として、県が認定します。認定を受けなければ特定行為は行えません。

(社会福祉士法及び介護福祉士法(以下「法」という。) 附則第4条)

○申請先

修了した研修種別により、担当課が異なります。

修了した研修種別	担当課	連絡先
1,2号研修	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 在宅・施設支援班	022-211-2549
3号研修	宮城県保健福祉部障害福祉課在宅支援班	022-211-2543

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。 P.56

必要な手続き等の概要

③ 事業者の登録

○登録喀痰吸引等事業者又は**登録特定行為事業者**の登録申請

所定の研修を修了した介護福祉士又は認定特定行為業務従事者が配置され、業として特定行為を行う事業者として、県が登録します。登録を受けなければ特定行為は行えません。(法附則第20条)

登録を受けないで特定行為業務を行った場合は、罰金刑の対象となります。(法附則第23条)

○申請先

事業者指定の根拠法（サービス種別）により、担当課が異なります。

根拠法	担当課	連絡先
介護保険法	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 在宅・施設支援班	022-211-2549
障害者総合支援法 児童福祉法	宮城県保健福祉部障害福祉課 在宅支援班	022-211-2543

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。 P.57

必要な手続き等の概要

④ 登録後に必要な手続き [一部抜粋] (法第四十八条の六 ※準用)

○変更の届出

認定特定行為従事者の増減があった場合
登録を受けた事業所が移転した場合等

○登録の更新申請

登録時に登録していない種類の特定行為を新たに行おうとする場合

○辞退の届出

特定行為業務を行う必要がなくなった場合

● 必要な手続きの詳細・様式等

- ・ 宮城県「介護職員等によるたんの吸引等に関する登録申請手続き等について」

<http://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/tan.html>

- ・ 厚生労働省「喀痰吸引等制度について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyyuin/index.html

罰則・登録の取消し・欠格条項等

社会福祉士及び介護福祉士法

- 登録を怠った場合等は、刑罰(罰金刑)の対象となる。
- 刑罰を受けた場合等は、登録の取消や業務の停止を命ずることができる。
- 刑罰や登録取消を受けた場合等は、二年間、再度の登録を受けられない。

●附則第二十三条 [罰則]

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第二十条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、特定行為業務を行った者
- 二 附則第二十条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

●第四十八条の七(準用)

都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

- 一 第四十八条の四各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- 三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

●第四十八条の四(準用)

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

指定の取消し・欠格条項等

障害者総合支援法

- 刑罰を受けた場合等は、指定の取消や効力停止の対象となる。
- 上の場合、当該法人は、指定の取消事由及び欠格条項に該当する。

●第三十六条 [指定障害福祉サービス事業者の指定] (抜粋)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

●第五十条 [指定の取消し等] (抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

皆様をお願いしたいこと

「改めて確認を！」

- 運営する事業所・施設で、介護職員が医行為を行っていませんか？
- 全ての事業所・施設・従業者・利用者について、必要な手続（事前・事後）を、適切に行っていますか？手続漏れはありませんか？

※本日ご案内したのは、必要な手続の一部です。関係法令や県ホームページ等を再度ご確認ください、適正な手続・法令遵守の徹底をお願いいたします。

● 参考

- ・登録特定行為事業者の一覧
<http://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/tan.html>
 - ・登録研修機関の一覧（別紙）
 - ・H23.11厚生労働省 制度周知パンフレット（別紙）
- 御不明な点はお問い合わせください。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。
- ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、これまでは、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
- ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
- ☆具体的な行為については省令で定める
 - ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 - ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)
- 登録の要件
 - ☆基本研修、実地研修を行うこと
 - ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 - ☆具体的な要件については省令で定める
- ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)
- 登録の要件
 - ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 - ☆具体的な要件については省令で定める
- ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
 - ・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
 - ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
 - ・ 特別支援学校
- ※医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行(介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

教員等が行うことのできる医療的ケア（特定行為）の内容と範囲

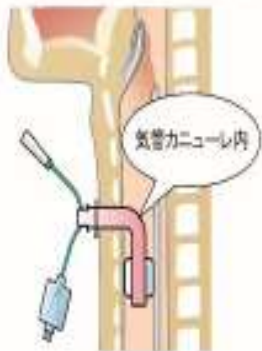
喀痰吸引（たんの吸引）

筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

①口腔内 ②咽頭内



③気管カニューレ内



行為にあたることの留意点

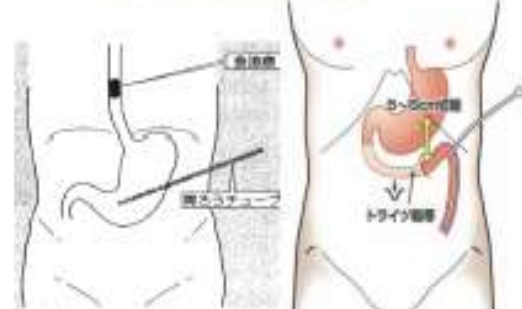
教員等によるたんの吸引は、咽頭の手前までを限度とする。

教員等によるたんの吸引は、気管カニューレ内に限る。カニューレより奥の吸引は気管粘膜の損傷・出血などの危険性がある。

経管栄養

摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入する。

④胃ろう又は腸ろう



⑤経鼻経管栄養



胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が行う。

留意点は「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年11月11日 社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知）より要約

資料5-2

(別記様式第14号)

(H31.1.1時点)

登録研修機関 登録簿

※研修の実施に関する照会は、下記登録研修機関に直接お問い合わせください。

登録番号	登録年月日	名称	住所	電話番号	実施研修 課程	業務開始年月日	更新年月日	登録取消等 年月日	備考
0420001	平成24年11月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人ありのまま舎 理事長高橋治	宮城県仙台市太白区西多賀四丁目19番1号	022-281-1200	3	平成24年11月1日	平成29年11月1日	研修に関するホームページ↓ http://www2.ocn.ne.jp/~ari/
		事業所	重度障害者・難病ホスピス(障害者支援施設)太白ありのまま舎	宮城県仙台市太白区茂庭台2-15-30	022-281-1200				
0420002	平成24年7月13日	代表者(法人名)	宮城県教育委員会 教育長高橋仁	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号	022-211-3714	3	平成24年7月13日	平成29年7月13日	注:宮城県立各特別支援学校における教員が対象の研修機関で一般の公募はしていません。
		事業所	宮城県教育庁特別支援教育室	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号	022-211-3714				
0420003	平成24年11月20日	代表者(法人名)	仙台往診クリニック 院長 川島孝一郎	宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番7号	022-212-8501	3	平成24年11月20日	平成29年11月20日	研修に関するホームページ↓ http://www.oushin-sendai.jp
		事業所	仙台往診クリニック	宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番7号	022-212-8501				
0420004	平成24年12月7日	代表者(法人名)	特定非営利活動法人あいの実 理事長 乾祐子	宮城県仙台市泉区実沢字中山北100-2	022-346-1730	3	平成24年12月7日	平成29年12月7日	平成27年12月23日 休止 受付方法はホームページに掲載
		事業所	特定非営利活動法人あいの実	宮城県仙台市泉区実沢字中山北100-2	022-346-1730				
0420005	平成24年12月27日	代表者(法人名)	株式会社日本教育クリエイト 代表取締役古淵泰弘	東京都新宿区西新宿一丁目23-7新宿ファーストウエスト	03-5909-1508	3	平成24年12月27日	平成29年12月27日	問い合わせは、仙台支社(TEL022-716-5667)へ
		事業所	株式会社日本教育クリエイト	東京都新宿区西新宿一丁目23-7新宿ファーストウエスト	03-5909-1508				
0420006	平成25年3月21日	代表者(法人名)	有限会社ケイ 代表取締役豊ふち子	宮城県柴田郡大河原町字西桜町22番地の3	0224-51-4601	3	平成25年3月21日	平成30年3月21日	問い合わせは、大河原桜町薬局 (TEL0224-51-4601)へ
		事業所	南桜訪問看護ステーション	宮城県柴田郡大河原町字南桜町4-14	0224-51-5056				
0420007	平成25年7月11日	代表者(法人名)	公益財団法人宮城厚生協会 理事長 今田 隆一	宮城県多賀城市下馬2丁目13-7	022-361-1113	3	平成25年7月20日	平成30年7月11日	研修に関するホームページ↓ http://m-kousei.com/
		事業所	公益財団法人宮城厚生協会介護事業部	宮城県多賀城市下馬2丁目13-7	022-361-1158				
0420008	平成26年5月26日	代表者(法人名)	株式会社オールスター・Lab 代表取締役齋藤善夫	宮城県仙台市青葉区台原3丁目38番2号ヘルンティ森林公園106	022-341-7871	3	平成26年5月26日	平成29年12月27日	研修に関するホームページ↓ www.allstarlab.jp
		事業所	株式会社オールスター・Lab	宮城県仙台市青葉区台原3丁目38番2号ヘルンティ森林公園106	022-341-7871				
0420009	平成26年6月18日	代表者(法人名)	一般社団法人いのちの学園 代表理事金田憲子	宮城県仙台市若林区大和町4丁目13-27	022-283-7396	3	平成26年7月1日		
		事業所	一般社団法人いのちの学園	宮城県仙台市若林区大和町4丁目13-27	022-283-7396				
0420010	平成27年6月24日	代表者(法人名)	医療法人社団石輝会	宮城県東松島市矢本字大林14	0225-83-7070	3	平成27年6月24日		
		事業所	石垣クリニック内科循環器科	宮城県東松島市矢本字大林14	0225-83-7070				
0410001	平成28年3月31日	代表者(法人名)	株式会社エデュケイト・ジャパン	宮城県仙台市青葉区中央3-4-12-8F	022-341-6130	1.2	平成28年4月1日		研修に関するホームページ↓ http://www.edc-j.net
		事業所	EDC医療福祉学院	宮城県仙台市青葉区中央3-4-12-8F	022-716-2125				
0410002	平成28年12月22日	代表者(法人名)	ほけんし株式会社	東京都台東区元浅草3-19-9 M Iビル1F	03-6802-8793	1.2	平成28年12月22日	平成30年5月1日	研修に関するホームページ↓ http://www.ohn-phn.com/kakutan.htm
		事業所	ほけんし株式会社	東京都台東区元浅草3-19-9 M Iビル1F	03-6802-8793				
0420011	平成29年1月4日	代表者(法人名)	株式会社中川	宮城県仙台市青葉区小田原4丁目2番18号	022-264-1202	3	平成29年2月1日		
		事業所	東北福祉カレッジ	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町中3番地4	022-256-1931				
0410003	平成29年1月17日	代表者(法人名)	公益財団法人 介護労働安定センター 宮城支部	宮城県仙台市若林区新寺1丁目2-26 小田急仙台東口ビル7F	022-291-9301	1.2	平成29年1月17日		
		事業所	公営財団法人 介護労働安定センター 宮城支部	宮城県仙台市若林区新寺1丁目2-26 小田急仙台東口ビル7F	022-291-9301				
0410004	平成29年9月15日	代表者(法人名)	株式会社オールスター・Lab 代表取締役齋藤善夫	宮城県仙台市青葉区台原3丁目38番2号ヘルンティ森林公園106	022-796-3252	1.2	平成29年10月1日		研修に関するホームページ↓ www.allstarlab.jp
		事業所	株式会社オールスター・Lab 代表取締役齋藤善夫	宮城県仙台市青葉区台原3丁目38番2号ヘルンティ森林公園106	022-796-3252				
0410005	平成30年2月21日	代表者(法人名)	株式会社中川	宮城県仙台市青葉区小田原4丁目2番18号	022-264-1202	1.2	平成30年2月21日		研修に関するホームページ↓ http://www.tohoku-fukushi.com
		事業所	東北福祉カレッジ	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町中3番地4	022-256-1931				
0410006	平成30年2月5日	代表者(法人名)	株式会社プレゼンス・メディカル	新横浜第二センタービル7階EAPオフィス	045-594-8588	1.2	平成30年2月5日		
		事業所	株式会社プレゼンス・メディカル	新横浜第二センタービル7階EAPオフィス	045-594-8588				
0410007	平成30年5月7日	代表者(法人名)	株式会社オーボックス	東京都立川市砂川町二丁目68番2号	0120-952-775	1.2	平成30年5月7日		
		事業所	株式会社オーボックス	東京都立川市砂川町二丁目68番2号	0120-952-775				

0420012	平成30年8月13日	代表者(法人名)	ユースタイルラボラトリー株式会社	東京都中野区中央1-35-6 レッヂフィールド中野坂上ビル6F	03-5937-6825	3	平成30年8月13日			
		事業所	ユースタイルカレッジ	宮城県仙台市若林区成田町16-2 ロイヤルビルズ成田町403	050-3196-1523					
0420013	平成30年8月31日	代表者(法人名)	医療法人 社団静実会	宮城県仙台市太白区茂庭台三丁目30番30号	022-281-5490	3	平成30年9月1日			
		事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所「かがやき」	宮城県仙台市太白区茂庭台三丁目30番30号	022-796-0252					
0410008	平成30年11月9日	代表者(法人名)	遠藤 美紀	宮城県栗原市一迫真坂字本町45	080-2566-8173	1,2	平成30年11月9日			研修に関するホームページ↓ http://www.kuriharakaigojuku.com
		事業所	くりはら介護塾							
0420014	平成30年11月15日	代表者(法人名)	社会福祉法人基弘会	大阪府大阪市生野区生野東2丁目5番8号	06-6715-2188	3	平成30年11月15日			
		事業所	リズムタウン仙台	宮城県仙台市泉区古内字坂ノ上16-6	022-378-8050					

備考 1 「登録番号」の欄は国で定める採番基準に従って記載してください。

2 「実施研修課程」には、当該機関が実施する研修課程の番号(1~3)を記載してください。

1) 喀痰吸引及び経管栄養の全て: 省令別表第一号研修(不特定多数の者対象)

2) 特定行為を1行為から4行為まで選択する類型: 省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)

3) 各喀痰吸引等行為の個別研修: 省令別表第三号研修(特定の者対象)

3 既に一度登録を受けた登録研修機関が、別の研修課程について登録を受ける場合には、追加となる研修課程の番号(1~3)を「実地研修課程」欄に追記してください。



平成24年4月から、介護職員等による喀痰吸引等
（たんの吸引・経管栄養）についての制度が始まります。

～介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
（平成23年法律第72号）の施行関係～

平成23年11月

厚生労働省

たんの吸引等の制度

（いつから始まりますか）

平成24年4月から、
「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正（※）により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、**医療や看護との連携による安全確保が図られていること等**、一定の条件の下で『**たんの吸引等**』の行為を実施できることとなります。

※「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号）の第5条において、「社会福祉士及び介護福祉士法」の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正が行われました。

（対象となる医療行為は何ですか）

【たんの吸引等の範囲】

今回の制度で対象となる範囲は、
○たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
○経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）
です。

※実際に介護職員等が実施するのは研修の内容に応じ、上記行為の一部又は全部です。

（誰が行うのでしょうか）

今回の制度では、医師の指示、看護師等との連携の下において、

○介護福祉士（※）
○介護職員等（具体的には、ホームヘルパー等の介護職員、上記以外の介護福祉士、特別支援学校教員等）であって一定の研修を修了した方が実施できることとなります。

※介護福祉士については平成27年度（平成28年1月の国家試験合格者）以降が対象。

（どこで行われるのでしょうか）

特別養護老人ホーム等の施設や在宅（訪問介護事業所等から訪問）などの場において、介護福祉士や介護職員等のいる**登録事業者**（P-6参照）により行われます。

※登録事業者には、介護保険法や障害者自立支援法の施設や事業所などが、医療関係者との連携などの一定の要件を満たした上でなることができます。

《参考：これまでの背景》

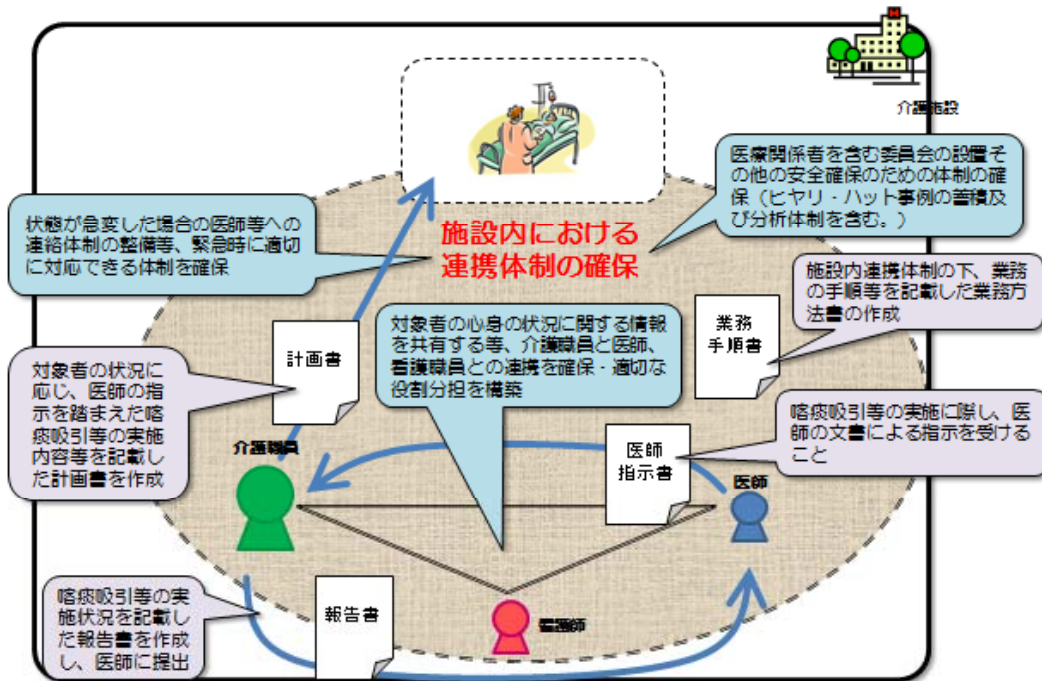
これまで介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として一定の要件の下に運用（実質的違法性阻却）されてきましたが、将来にわたって、より安全な提供を行えるよう今回法制化に至りました。

なお法制化にあたっては、利用者を含む関係者から成る検討の場（介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会）が設けられました。

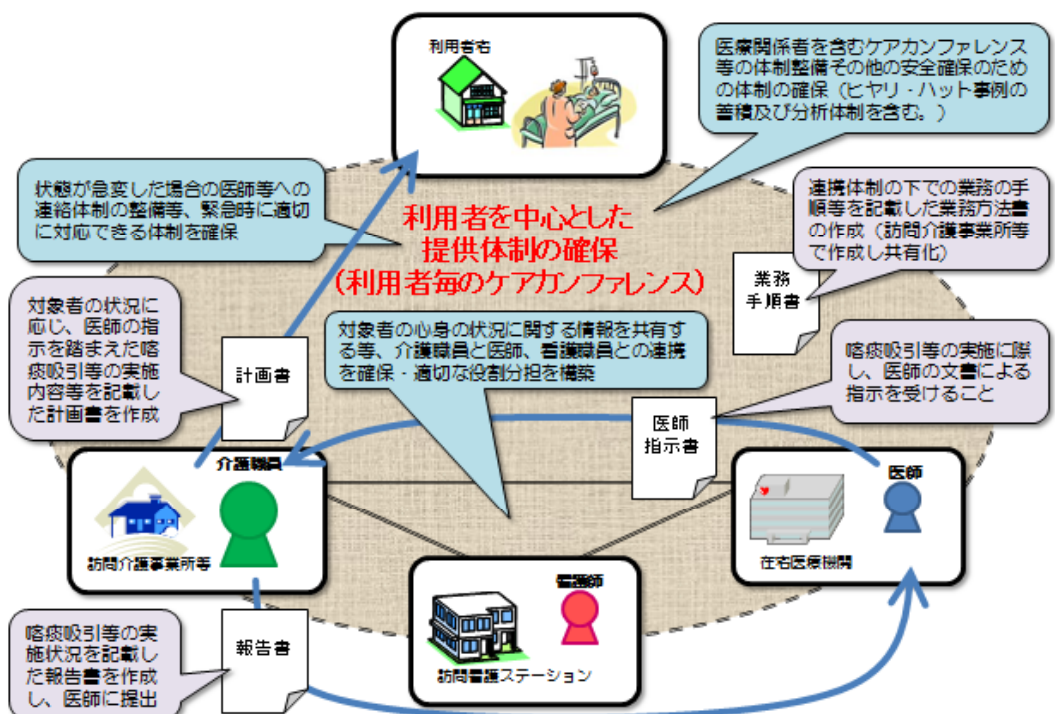
たんの吸引等の提供イメージ

施設・在宅どちらにおいても医療関係者との連携の下で安全に提供できる体制を構築します。

～施設の場合～



～在宅の場合～



たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）

介護福祉士や介護職員等が、たんの吸引等を行うためには、
 ○介護福祉士はその養成課程において、
 ○介護職員等は一定の研修（『喀痰吸引等研修』）を受け、
 たんの吸引等に関する知識や技能を修得した上で、はじめてできるようになります。

※ただし、現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている者（経過措置対象者）については、こうした研修で得られる知識及び技能を有していることが証明されれば認められる旨、法律上の経過措置が定められています。

【研修機関・養成施設など】

喀痰吸引等研修の研修機関

都道府県庁



登録研修機関



※P-5を参照。

介護福祉士の養成施設など

養成施設



養成施設
（福祉系高校等）

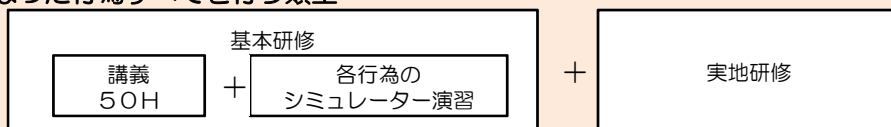


※介護福祉士は養成課程の中で学びます。

「喀痰吸引等研修」

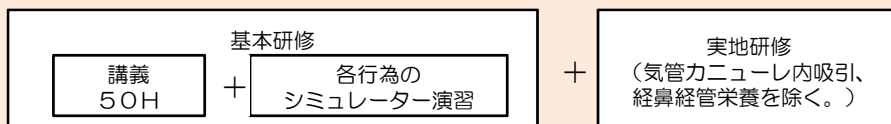
研修には、3つの課程が設けられています。
 こうした研修も医師や看護師が講師になり行われます。

○今回対象となった行為すべてを行う類型

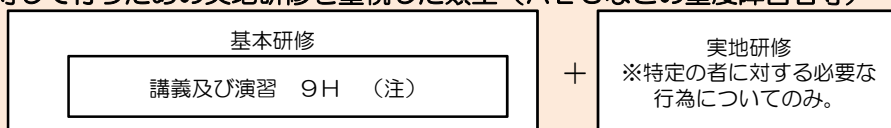


○対象となった行為のうち、気管カニューレ内吸引、経鼻経管栄養を除く類型。

※講義と演習は全て行いますが、実地研修の一部が除かれます。



○特定の方に対して行うための実地研修を重視した類型（ALSなどの重度障害者等）

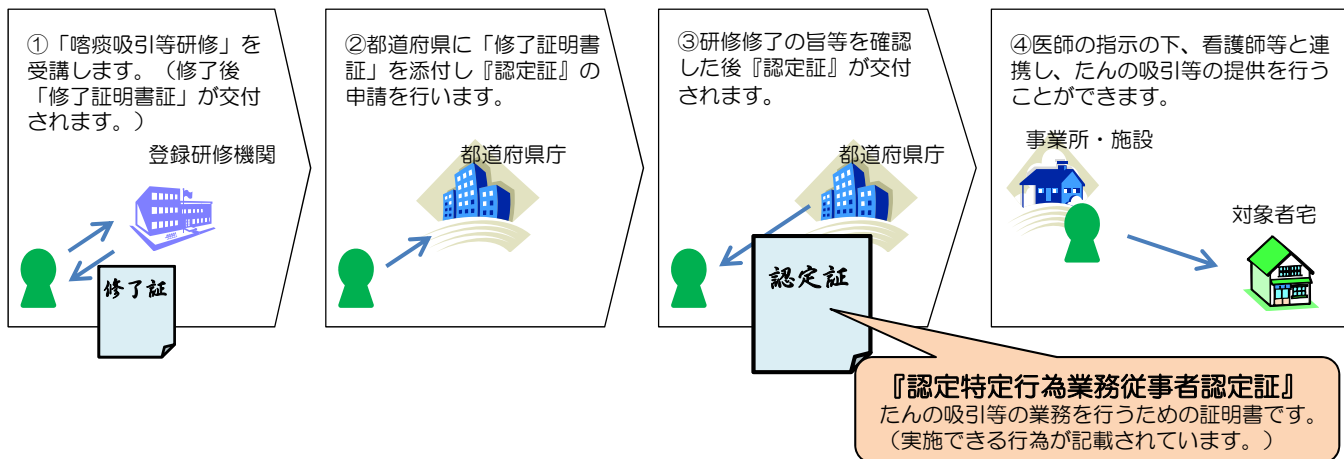


（注）重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間

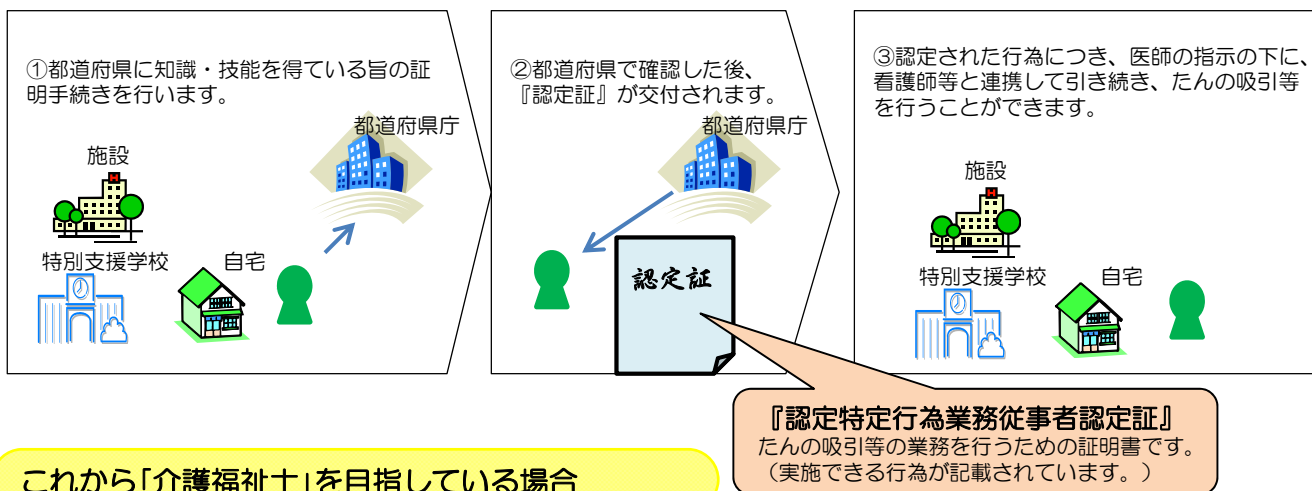
たんの吸引等の業務ができるまで（例）

介護職員等、経過措置対象者、介護福祉士それぞれ以下の様な手続きが必要となります。

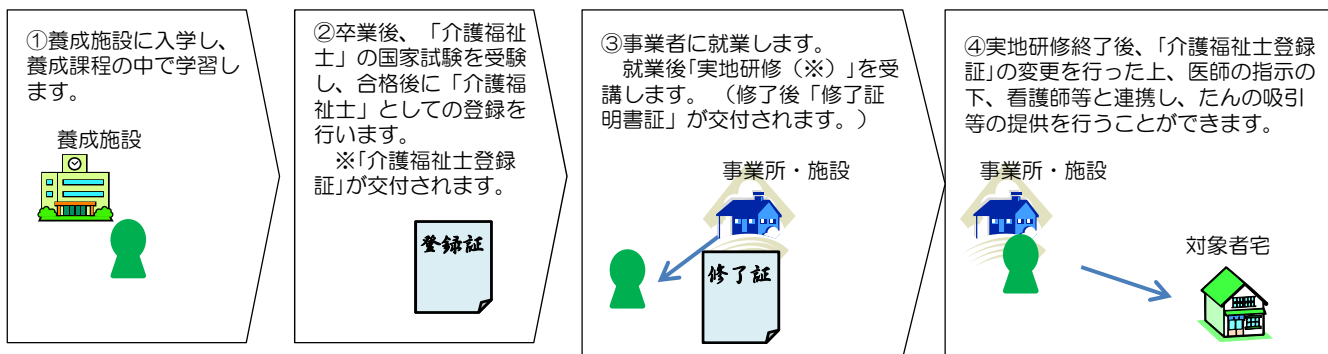
現在、介護職員等として、事業者や施設に就業している場合



現在、既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている場合 ※通知の範囲に限られる。



これから「介護福祉士」を目指している場合



（※）登録事業者における「実地研修」

介護福祉士については養成課程において「実地研修」を修了していない場合、事業者において必要な行為毎に「実地研修」を行わなければならないことが義務づけられています。

登録研修機関

- たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）は、都道府県または「登録研修機関」で実施されます。
- 「登録研修機関」となるには都道府県知事に、一定の登録要件（登録基準）満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。
- 登録研修機関には、事業者、養成施設もなることができます。
- また、「認定証（認定特定行為業務従事者認定証）」の交付事務について、都道府県から委託を受けることもできます。

登録基準（登録研修機関の要件）

- たんの吸引等の実務に関する科目については、医師、看護師等が講師となること。
- 研修受講者に対し十分な数の講師を確保していること。
- 研修に必要な器具等を確保していること。
- 以下の研修に関する事項を定めた「業務規程」を定めること。
 - ・研修の実施場所、実施方法、安全管理体制、料金、受付方法等
- 研修の各段階毎に修得の程度を審査すること。（筆記試験及びプロセス評価）
- 都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告
- 研修修了者に関する帳簿の作成及び保存 など

登録事業者（登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者）

- 個人であっても、法人であっても、たんの吸引等について業として行うには、登録事業者（※）であることが必要です。
- 登録事業者となるには都道府県知事に、事業所ごとに一定の登録要件（登録基準）を満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。
- （※）登録喀痰吸引等事業者（H27年度～ 従事者に介護福祉士のいる事業者）
登録特定行為事業者（H24年度～ 従事者が介護職員等のみの事業者）

登録基準（登録事業者の要件）

◎医療関係者との連携に関する事項（実際のたんの吸引等の提供場面に関する要件です。）

- たんの吸引の提供について、文書による医師の指示を受けること。
- 介護職員と看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担（対象者の心身の状況に関する情報の共有を行う等）
- 緊急時の連絡体制の整備
- 個々の対象者の状態に応じた、たんの吸引等の内容を記載した「計画書」の作成
- たんの吸引等の実施状況を記載した「報告書」の作成と医師への提出
- これらの業務の手順等を記載した「業務方法書」の作成 など

◎安全確保措置など（たんの吸引等を安全に行うための体制整備に関する要件です。）

- 医療関係者を含む委員会設置や研修実施などの安全確保のための体制の確保
- 必要な備品等の確保、衛生管理等の感染症予防の措置
- たんの吸引等の「計画書」の内容についての対象者本人や家族への説明と同意
- 業務上知り得た秘密の保持 など

◎介護福祉士の「実地研修」

※「登録喀痰吸引等事業者（平成27年度～）」における登録基準となります。

- 養成課程において「実地研修」未実施の介護福祉士に対する「実地研修」の実施
 - ・登録研修機関において行われる「実地研修」と同様以上の内容で実施
 - ・修得程度の審査を行うこと
 - ・「実地研修修了証」の交付を行うこと
 - ・実施状況について、定期的に都道府県に報告を行うこと など

たんの吸引等に関するQ & A

(Q) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員（ヘルパー等）は、すべてたんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）を受けて認定されなければならないのですか？

(A) すべての人が受ける必要はありません。

ただし現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。

また、認定を受けていなければ、たんの吸引等の業務が行えないことは言うまでもありません。

(Q) 現在、介護保険法や障害者自立支援法のサービス事業所や施設は全て、登録事業者になる必要がありますか？

(A) すべての事業所や施設が登録事業者になる必要はありません。

ただし、当該事業所等において介護福祉士や介護職員にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

(Q) 現在、一定の要件の下でたんの吸引等を行っている場合は、平成24年4月以降も引き続き行えるのでしょうか？

(A) 現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている方については、たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）を受けた者と同等以上の知識及び技能を有していることについて、都道府県知事の認定を受ければ引き続き行えます。（※具体的な手続きは、今後、お示ししていきます。）

(Q) 具体的な登録研修機関や登録事業者がどこにあるのかについては、どこに聞けばいいのか？

(A) 研修機関や事業者の登録先や「認定証」の交付申請先は各都道府県になります。

また、都道府県は登録研修機関や登録事業者が適正に事業を行っているか、指導監督を行う立場も担っておりますので、お尋ね、お困りの際は、各都道府県にお問い合わせください。

サービス管理責任者等の要件・ 研修体系等の見直しについて

宮城県保健福祉部障害福祉課
在宅支援班

P.74

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行

サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件

相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11.5h)
サービス管理責任者等研修共通
講義及び分野別演習を受講(19h)

サービス管理責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

改定後

【一部緩和】
サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件
※ 実務要件に2年満たない
段階から、基礎研修の受講可

本県ではサービス
管理責任者等研修
の一部として開催
(以下同じ)

【改定】基礎研修
相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11h)
サービス管理責任者等研修**(統一)**研修
講義・演習を受講(15h)

OJT
一部業務
可能

【新規創設】
サービス
管理責任者等
実践研修
(14.5h)

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

【新規創設】
サービス
管理責任者等
更新研修
(6h程度)
※5年毎に受講

(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している



【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

P.75

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



※専門コース別研修については、厚生労働科学研究にて開発中

見直し内容の詳細 (H31.4～)

【現行】

※1 実務経験の一部緩和

直接支援業務 **10年**

実務経験を満たして研修受講

- ・相談支援業務 5年
- ・直接支援業務 10年
- ・有資格者による相談・直接支援 3年

※2 配置時の取扱いの緩和

研修修了後にサービス管理責任者として配置可

※3 研修分野統合による緩和

- 各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施
- 修了した分野及び児童発達支援管理責任者にのみ従事可

【改定後】

直接支援業務 **8年**

※ 上記以外の実務要件は従前通りとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件の共通化は行わない。

基礎研修は実務要件が**2年**満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講

【基礎研修受講時の実務経験】(現行→改訂後)

- ・相談支援業務 5年→3年
- ・直接支援業務 8年→6年
- ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年

既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者を、**2人目以降のサービス管理責任者として配置可とする**とともに、**個別支援計画原案の作成を可能とする。**

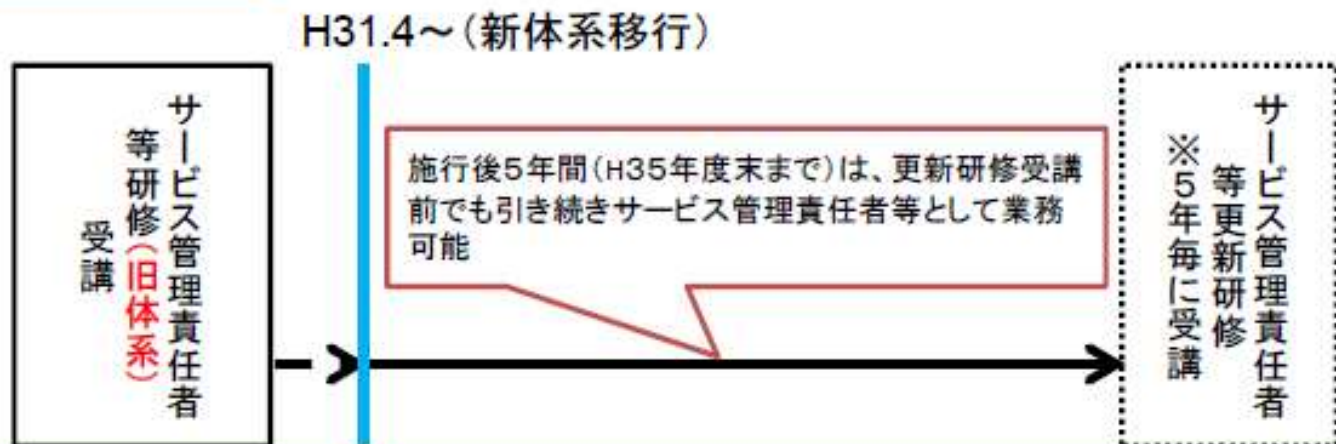
○ サービス管理責任者の**全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施**

○ **他分野に従事する際の再受講は必要なし**

※ 30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置について

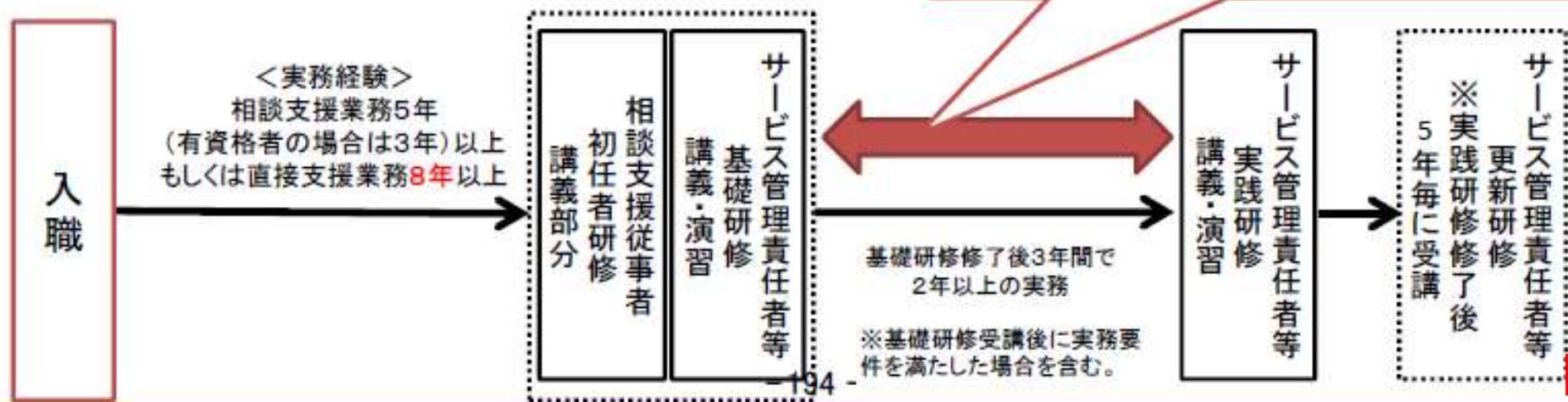
① 現行研修受講済みの者について



② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31～33の基礎研修受講者に限る。

基礎研修修了時点において実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなす。



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表(案)

相談支援従事者初任者研修講義(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h



基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)(見直し後)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分野別演習(現行)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(見直し後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者・児童発達管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※1 更新研修については、平成31年度から実施

※2 当面は1及び2もしくは1及び3の項目のみの実施でも可とする

※ 実践研修は平成31年度の2年後より実施

国及び都道府県研修における新カリキュラムの移行について(案)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33	
サービス管理責任者等	告示等改定		告示等改定	告示等改定				
	国研修	現行研修	Point 旧カリキュラム					
		基礎研修		新カリキュラム確定部分伝達	新カリキュラム伝達研修	新カリキュラムPoint研修		
		実践研修 (更新研修)			新カリキュラム伝達研修	新カリキュラムPoint研修		
		現行研修	旧カリキュラムによる研修実施 (分野別研修)					
	都道府県研修	基礎研修				新カリキュラムによる研修実施(統一研修)		
		実践研修					新カリキュラムによる研修実施	
		更新研修				新カリキュラムによる研修実施(統一研修)		

サービス管理責任者基礎研修標準カリキュラム案

平成28年度厚生労働科学研究より

- 障害福祉サービス等提供事業者等の職員として、障害福祉サービス等の提供に関する基本的な理念や倫理等の基礎を押さえる。
- サービス等利用計画と個別支援計画の関係や、個々の利用者に応じた『個別支援計画』の意味・知識・技術等の原則論を押さえる。
- 『個別支援計画』作成・修正の能力を、演習等を通じて獲得する。
- 修了時の到達レベルはアセスメントからモニタリングまでの一連のプロセスを理解したうえで、**個別支援計画を作成・修正することができるレベル**とする。

	研修項目	獲得目標
1	障害者福祉施策及び児童福祉施策の歴史的変遷(講義)	制度理解を通じて、障害者支援の制度改革を利用者主体から発信する力を身につける。
2	サービス管理責任者等の役割と業務(講義)	サービス管理責任者等の役割と業務を制度的に理解し、サービス管理責任者等と管理者の違い、サービス管理責任者等の業務上の責務(個別支援計画作成の業務、サービス提供プロセスの管理、サービス提供職員等に対する助言・指導等)を理解する。
3	サービス提供の基本的な考え方(講義)	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等を理解する。
4	サービス提供のプロセス(講義)	サービス提供のプロセスを理解し、PDCAサイクルでサービス提供できる実践力を獲得し、プロセスにおけるサービス内容のチェック方法を習得するとともに、個別支援計画の意義を理解する。
5	サービス等利用計画等と個別支援計画の関係(講義)	サービス等利用計画等における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画等の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画等が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。現状の相談支援体制を理解する。
6	サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント(講義)	サービス提供事業所のアセスメントの考え方やアセスメントの手法を習得する。各分野における異なる視点について理解する。
7	個別支援計画作成のポイントと作成手順(講義)	個別支援計画がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスモデルを理解するとともに、作成の手順を習得する。
8	個別支援計画の作成(演習)	サービス等利用計画を踏まえ、総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を考慮して、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等をグループワークにより検討。検討結果に基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。
9	個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)および記録方法(講義)	事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、モニタリングの視点・目的・手法等を理解する。

サービス管理責任者実践研修標準カリキュラム案

平成28年度厚生労働科学研究より

- ▶ サービス管理責任者等の本来業務を実践するために、個別支援計画の作成に携わっていることを前提として、サービス提供プロセスにおける「管理」、具体的には「支援会議の運営」、「サービス提供職員への助言・指導」について講義および演習を実施する。また、演習等によるグループワーク等を実施する中で、各自が実際に作成した「個別支援計画」の内容等の質の向上を図る。
- ▶ 修了時の到達レベルは、2年間の個別支援計画作成・修正の経験をベースに個別支援計画作成・修正について熟達し、関係機関との連絡調整や支援会議の運営、サービス提供職員に対する技術的な指導・助言等一連のサービスプロセス管理業務が行えるレベルとする。

	研修項目	獲得目標
1	モニタリングの方法(講義・演習)	事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、モニタリングの視点・目的・手法等を理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。
2	個別支援会議の運営方法(講義・演習)	個別支援会議の意義、進行方法、行うべき事項(個別支援計画作成時、モニタリング時)等を理解する。演習においては、個別支援会議における合意形成過程をグループワークで体験し、サービス管理責任者等としての説明能力を獲得する。
3	個別支援会議におけるサービス管理責任者等の役割(演習)	グループワークの体験を基に、個別支援会議におけるサービス管理責任者等の役割について討議し、その役割についてまとめる。
4	サービス提供職員への助言・指導について(講義)	サービス提供職員への助言・指導の様々なアプローチ(OJTや事業所内外の研修会への参加、事例検討会や学会における発表等)、身につけるべきコーチング技法等、事業所における研修計画の立案等を理解する。
5	OJTとしての事例検討会の進め方(演習)	持ち寄った事例を基に、事例検討会を実際に行い、事例検討会の進め方を習得する。
6	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向(講義)	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向を理解することによって、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。
7	(自立支援)協議会との連携(講義)	(自立支援)協議会の意義、目的、活動内容、障害福祉計画等を理解し、(自立支援)協議会との連携の必要性を認識する。
8	サービス担当者会議等における多職種連携や地域連携の実践的事例(報告・発表やシンポジウム)	多職種との連携や地域との連携等の実践的事例に関して報告・発表やシンポジウムを行い、連携の意義を理解する。
9	サービス担当者会議等における多職種連携や地域連携に関するまとめ(演習)	シンポジウムの内容を踏まえ、グループワークにより多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントを討議し、個々に連携に関してまとめる。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の取扱いについて】

1 サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者のみなしの終了について

事業所の新設時に、開始後1年間は、研修未修了の実務経験者を、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者とみなして配置できる猶予措置が、平成31年3月31日をもって終了します。

猶予措置終了後は、実務経験者であっても研修を修了していない場合は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者についての人員配置が基準上満たせていないこととなりますので、御注意願います。

■サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る猶予措置の終了に当たっての留意事項について(平成31年1月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡)

指定障害福祉サービス事業所又は指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(障害児入所施設等で提供される障害児通所支援又は障害児入所支援)の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日(当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日)から起算して1年間は、研修を修了しているものとみなす規定を設けております。

この猶予措置においては、平成30年4月1日以降に事業を開始している場合、認められている特例が今年度末(平成31年3月31日)をもって終了とされているため、猶予措置終了後は実務経験者であっても研修を修了していない場合は、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者についての人員配置が基準上満たせていないこととなります。

2 サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の兼務について

サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は、原則として兼務できません。

3 共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者について

共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者は、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員と兼務して差し支えありません。

ただし、入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めることとなります。

障害保健福祉関係主管課長会議資料より抜粋

資料全文掲載 HP (厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryou/index.html

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成 3 1 年 3 月 7 日 (木)

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活支援推進室
／障害児・発達障害者支援室

目 次

1	平成 31 年度障害福祉サービス等報酬改定について……………	1
2	就学前の障害児の発達支援の無償化について……………	66
3	障害福祉関係施設等の整備について……………	80
4	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について……………	86
5	障害者の就労支援の推進等について……………	96
6	地域生活支援拠点等の整備促進について……………	149
7	訪問系サービスについて……………	151
8	障害者優先調達推進法について……………	165
9	強度行動障害を有する者等に対する支援について……………	180
10	相談支援の充実等について……………	183
11	障害者の地域生活への移行等について……………	195
12	障害者虐待の未然防止・早期発見等について……………	212
13	障害児支援について……………	225
14	発達障害支援施策の推進について……………	264
15	その他……………	273

1 平成 31 年度障害福祉サービス等報酬改定について

(1) 平成 31 (2019) 年度障害福祉サービス等報酬改定について

平成 31 (2019) 年 10 月に予定されている消費税率 10%への引上げ対応及び「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 (2017) 年 12 月 8 日閣議決定)に基づく障害福祉人材の処遇改善等について、関係団体の意見等も踏まえ、昨年 8 月から検討を重ねてきたところ。

先月、2 月 15 日には、厚生労働省に設置している障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、報酬改定の概要を取りまとめた。【関連資料 1、2】

(2) 障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定等について

今回の報酬改定の施行は平成 31 (2019) 年 10 月となるが報酬告示(平成 18 年告示第 523 号他)等については、改定の内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3 月下旬から 4 月上旬に公布する予定である。

また、今回の改定内容に関する関係通知や Q & A についても、同じく 3 月下旬から 4 月上旬に発出する予定としており、各都道府県等におかれては、あらかじめご了知いただくとともに、管内市町村や事業者等への情報提供をお願いします。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算取得における計画書等の提出時期について

福祉・介護職員処遇改善加算に係る処遇改善計画等の提出については、通常 4 月から加算の算定を開始する場合、2 月末日までに各都道府県知事等へ提出する必要があるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響等を考慮し、4 月 15 日までに処遇改善計画を提出することとする。

平成31（2019）年度 障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

平成31（2019）年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容（10月施行）

- 新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善 改定率 +1.56%
- 訪問系サービスにおける現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率見直し
- 消費税率10%への引上げに伴う報酬改定 改定率 +0.44%

新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

5. 介護人材の処遇改善

（具体的内容）

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

（実施時期）

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

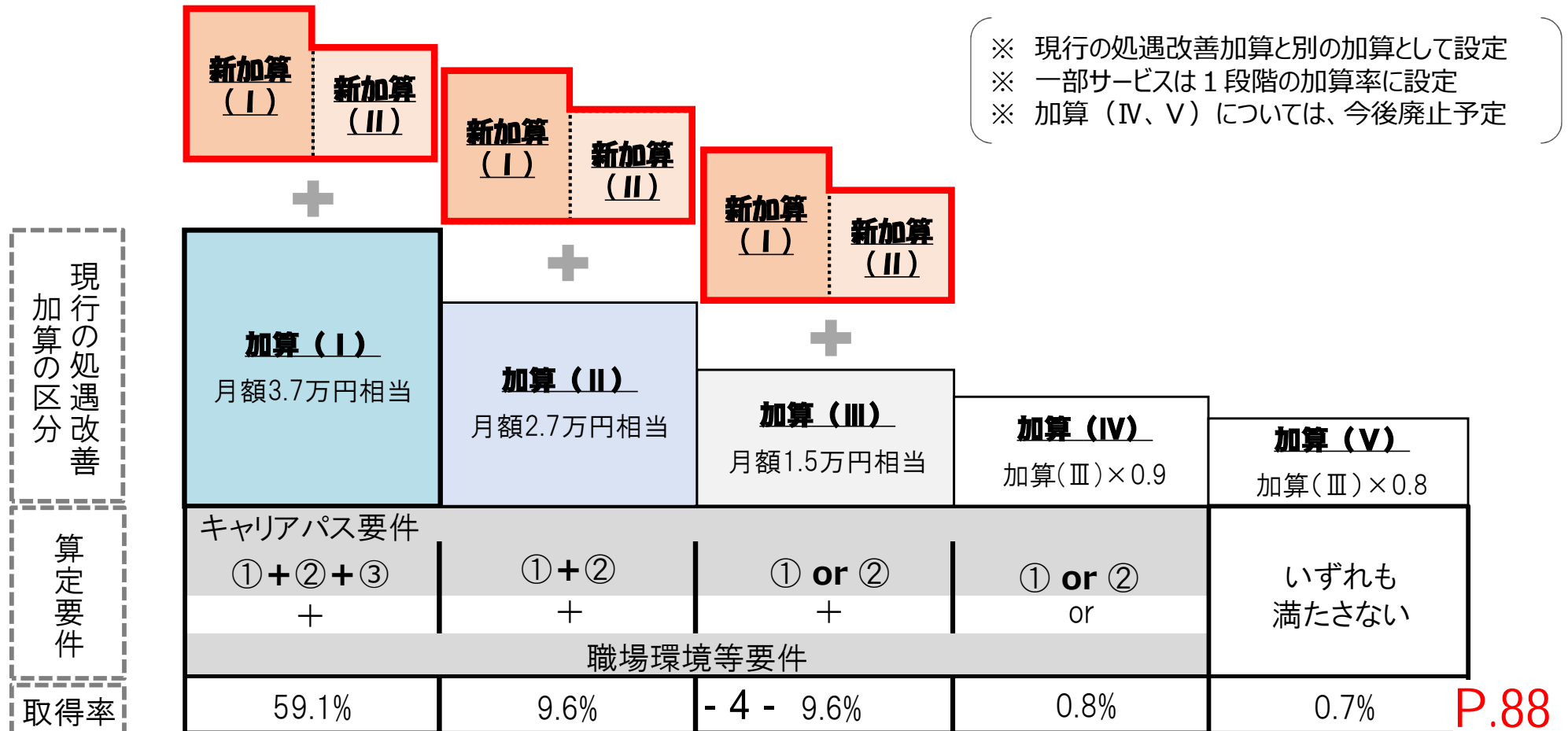
処遇改善加算全体のイメージ

<福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅴ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率はその×0.9となるよう設定
 - ※ 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定
 - ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定



福祉・介護職員等特定処遇改善加算における事業所内配分ルール

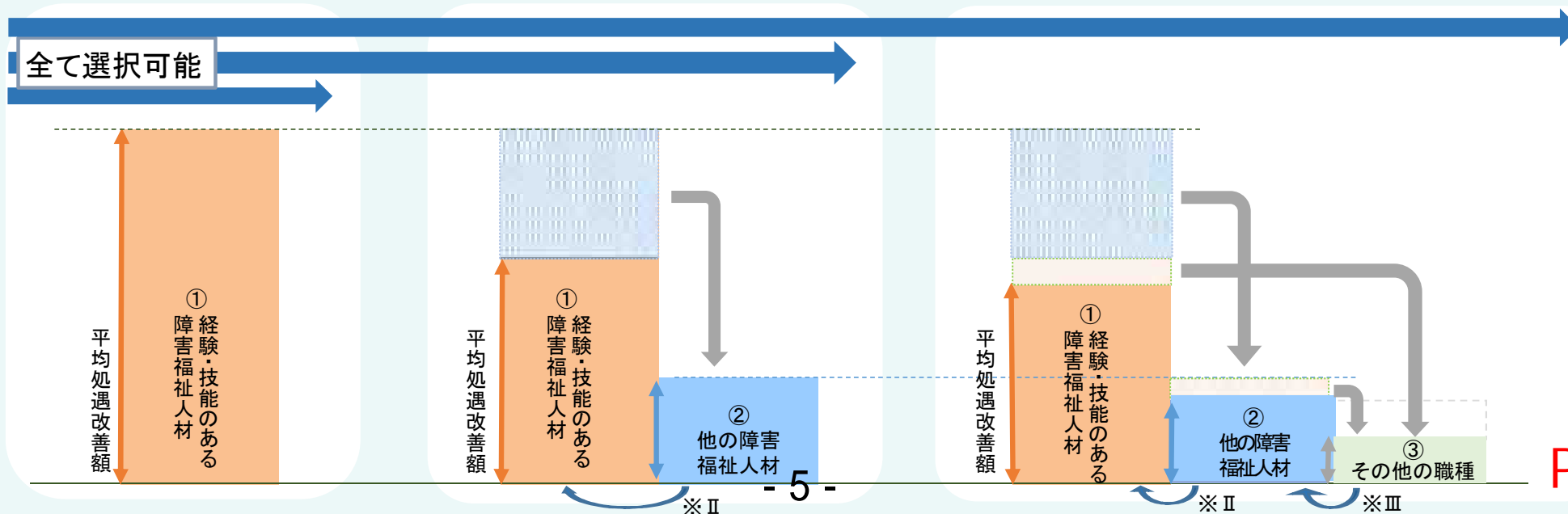
- ▶ ①経験・技能のある障害福祉人材において、「月額8万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が「役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)」以上となる者を設定・確保すること。
→ リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現
 - ▶ 平均の処遇改善額について、
 - ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
 - ・ ③その他の職種(改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)を超えない場合に限る)は、②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと。
- ※ ①勤続10年以上の介護福祉士等、②勤続10年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員、③その他(①②以外)の職員

【介護保険と同様の留意点】

- ※1 ①について、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定。
- ※2 ①について、小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。
- ※3 各職員区分内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能。
- ※4 平均賃金について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

【障害福祉サービス等の特性を踏まえた特例】

- ※Ⅰ ①について、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員、又は心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員であって、勤続10年以上の者を基本とする。(算定根拠と同様)
- ※Ⅱ 研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の②の職員については、事業所の裁量で①に含めることを可能とする。
- ※Ⅲ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③の職員について、事業所の裁量で②に含めることを可能とする。(③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)以上の者は対象外とする。)



福祉・介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について（2019年10月～）

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
居宅介護※	7.4%	5.8%	30.2%	22.0%	12.2%	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.8
重度訪問介護※	4.5%	3.6%	19.1%	13.9%	7.7%		
同行援護※	14.8%	11.5%	30.2%	22.0%	12.2%		
行動援護※	6.9%	5.7%	25.0%	18.2%	10.1%		
療養介護	2.5%	2.3%	3.5%	2.5%	1.4%		
生活介護	1.4%	1.3%	4.2%	3.1%	1.7%		
自立訓練(機能訓練)	5.0%	4.5%	5.7%	4.1%	2.3%		
自立訓練(生活訓練)	3.9%	3.4%	5.7%	4.1%	2.3%		
就労移行支援	2.0%	1.7%	6.7%	4.9%	2.7%		
就労継続支援A型	0.4%	0.4%	5.4%	4.0%	2.2%		
就労継続支援B型	2.0%	1.7%	5.2%	3.8%	2.1%		
共同生活援助(指定共同生活援助)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助(日中サービス支援型)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.0%	1.6%	17.0%	12.4%	6.9%		
児童発達支援	2.5%	2.2%	7.6%	5.6%	3.1%		
医療型児童発達支援	9.2%	8.2%	14.6%	10.6%	5.9%		
放課後等デイサービス	0.7%	0.5%	8.1%	5.9%	3.3%		
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%	6.2%	4.5%	2.5%		
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%	3.5%	2.5%	1.4%		

サービス区分 (特定処遇改善加算が1段階のサービス)	新加算	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
重度障害者等包括支援	1.5%	2.5%	1.8%	1.0%	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.8
施設入所支援	1.9%	6.9%	5.0%	2.8%		
居宅訪問型児童発達支援	5.1%	7.9%	5.8%	3.2%		
保育所等訪問支援	5.1%	7.9%	5.8%	3.2%		

(注1) ※を付したサービスについては、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定している。また、現行の処遇改善加算は見直し後の加算率である。

(注2) 就労継続支援A型については、福祉専門職員配置等加算があるものの、計算結果として同じ加算率となっている。

(注3) 平成30年度からのサービスについては類似サービスと同じ加算率としている。

(注4) 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)は、処遇改善加算の算定非対象サービスである。

(注5) 短期入所について、併設型・空床利用型は本体施設の加算率を適用することとし、単独型は生活介護の加算率を適用する。

対応方法

<2021年度報酬改定に向けた対応>

- 2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を2021年度報酬改定に適切に反映させる。

<2019年度報酬改定における暫定的な見直し>

- 暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、1ヶ月の訪問回数1に対して、1ヶ月の常勤換算従事者数1以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。なお、重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、2人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、1ヶ月の訪問回数1に対して1ヶ月の常勤換算従事者数2以上の事業所を見直しの対象とする。2019年10月から適用される具体的な加算率の見直し内容は、以下のとおり。

	現行の加算率		
	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%



見直し後の加算率		
加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
30.2%	22.0%	12.2%
19.1%	13.9%	7.7%
30.2%	22.0%	12.2%
25.0%	18.2%	10.1%

障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

<消費税率引上げに伴う報酬改定率について>

- 消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、本検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

- 障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う(2019年10月実施)。
- 障害福祉サービス等報酬 +0.44%

※1 消費税率8%引上げ時の対応と同様に直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて課税経費割合を算出し、これに税率引上げ分(110/108-1)を乗じて改定率を算出する。

※2 改定率0.44% = 23.9% (障害福祉サービス等全体の課税経費割合(加重平均)) × (110/108-1)

<報酬改定の方法について>

- 基本報酬単位数への上乗せ

課税経費割合(※)に税率引上げ分(110/108-1)を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

※ 課税経費割合 = 1.0 - 人件費比率 - その他の非課税品目率

- 加算の取扱い

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位数に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新基本報酬単位数 = 現行の基本報酬単位数 × (基本報酬単位上乗せ率 + 加算に係る上乗せ率)

2019 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

2019 年 2 月 15 日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【 目 次 】

第 1	2019 年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの経緯	2
第 2	障害福祉人材の処遇改善	3
1.	基本的な考え方	3
2.	加算の対象（取得要件）	3
3.	加算率の設定	
(1)	サービス種類ごとの加算率	4
(2)	サービス種類内の加算率	4
4.	事業所内における配分方法	
(1)	事業所内の職員分類の考え方	6
(2)	具体的な配分の方法	7
第 3	現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し	8
1.	2021 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応	8
2.	2019 年度報酬改定における暫定的な見直し	
第 4	障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い	10
1.	基本報酬単位数への上乗せ	10
2.	加算の取扱い	10
3.	国庫負担基準の見直し	10
別紙	障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	11

第1 2019年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの経緯

- 障害福祉サービス等事業所に従事する福祉・介護職員の処遇改善については、2017年度の臨時改定も含めこれまで数度にわたる取組を行ってきたが、今般「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)(※)において、「障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。」とされ、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げに伴う報酬改定において対応することとされた。

※ 「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)(抜粋)
介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。
また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

- また、障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについては、2019年10月の消費税率10%への引上げに伴い、障害福祉サービス等事業所に実質的な負担が生じないように、対応について検討する必要がある。
- これらの内容について、障害福祉サービス等事業者が、更なる処遇改善を着実に実施するとともに、課税費用を障害福祉サービス等報酬で適切に手当てできるよう、2019年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は、全体で+2.0%とすることとした。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームは、平成30年8月から5回にわたり、46の関係団体からの意見聴取を踏まえ、障害福祉人材の処遇改善及び障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについて検討を積み重ねてきた。「2019年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねを取りまとめたものである。

第2 障害福祉人材の処遇改善

1. 基本的な考え方

- 職員の処遇を含む労働条件については、本来、労使間において自律的に決定すべきものであるが、現下の厳しい人材不足、依然として小さくない他産業との賃金差等の中、職員の確保、定着につなげていくためには、公費等による政策的対応も必要である。その際、今後も確実な処遇改善を担保するためには、現行の処遇改善加算と同様、障害福祉サービス等報酬における加算として必要な対応を行う。
- このため、2019年度障害福祉サービス等報酬改定では、現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加えて、障害福祉人材の更なる処遇改善を行うこととし、具体的には、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行う。
- その際、新しい経済政策パッケージにおいて、「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提」とされていることを踏まえ、障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、その他の職種にも一定程度処遇改善を行う柔軟な運用を認めることとする。

2. 加算の対象（取得要件）

- 加算対象のサービス種類としては、今般の更なる処遇改善がこれまでの数度にわたり取り組んできた処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの福祉・介護職員処遇改善加算と同様のサービス種類とする。
- 長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、
 - ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所を対象とすることに加えて、
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていることを加算の取得要件とする。その際、職場環境等要件に関し、実効性のあるものとなるよう検討する。

3. 加算率の設定

(1) サービス種類ごとの加算率

- 障害福祉人材確保に向けた処遇改善を一層進めるとともに、人材定着にもつながるよう、経験・技能のある障害福祉人材が多いサービス種類を高く評価することとし、サービス種類ごとの加算率は、それぞれのサービス種類ごとの勤続10年以上の介護福祉士等（※）の数に応じて設定する。

※ 介護福祉士等とは、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者をいう。

(2) サービス種類内の加算率

- 現時点で把握可能なデータ、事業所や自治体の事務負担及び新しいサービス種類・事業所があることに一定の留意をした上で、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多い事業所について更なる評価を行うため、介護福祉士等の配置が手厚いと考えられる事業所を評価する福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定する（※）。

※ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算(Ⅱ)の加算率がその×0.9となるよう設定した上で、加算(Ⅰ)の加算率を設定する。

※ 加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)で加算率の差が大きくなる(1.5倍を超える)場合には、×0.95となるよう設定

※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、同じサービス種類内での加算率に差を設けない。

《福祉・介護職員等特定処遇改善加算【新設】》

<居宅介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 7.4%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数 × 5.8%

<重度訪問介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 4.5%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数 × 3.6%

<同行援護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 14.8%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数 × 11.5%

<行動援護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 6.9%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数 × 5.7%

<療養介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 2.5%

□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	2.3%
＜生活介護＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	1.4%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.3%
＜自立訓練（機能訓練）＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	5.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	4.5%
＜自立訓練（生活訓練）＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	3.9%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	3.4%
＜就労移行支援＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.7%
＜就労継続支援A型＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	0.4%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	0.4%
＜就労継続支援B型＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.7%
＜共同生活援助（指定共同生活援助）＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	1.8%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.5%
＜共同生活援助（日中サービス支援型）＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	1.8%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.5%
＜共同生活援助（外部サービス利用型）＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.6%
＜児童発達支援＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.5%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	2.2%

<医療型児童発達支援>		
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋	所定単位数 × 9.2%
ロ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋	所定単位数 × 8.2%
<放課後等デイサービス>		
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋	所定単位数 × 0.7%
ロ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋	所定単位数 × 0.5%
<福祉型障害児入所施設>		
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋	所定単位数 × 5.5%
ロ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋	所定単位数 × 5.0%
<医療型障害児入所施設>		
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋	所定単位数 × 3.0%
ロ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋	所定単位数 × 2.7%
<重度障害者等包括支援>		
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	＋ 所定単位数 × 1.5%
<施設入所支援>		
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	＋ 所定単位数 × 1.9%
<居宅訪問型児童発達支援>		
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	＋ 所定単位数 × 5.1%
<保育所等訪問支援>		
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	＋ 所定単位数 × 5.1%

4. 事業所内における配分方法

- 「第2の1. 基本的な考え方」を踏まえ、経験・技能のある障害福祉人材、他の障害福祉人材、その他の職種順に配分されるよう、事業所内の配分方法は以下のとおりとする。なお、配分に当たっては、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種について、こうした区分ごとの平均の処遇改善額を比較することとし、それぞれの区分内での一人ひとりの処遇改善額は柔軟に設定できることとする。

(1) 事業所内の職員分類の考え方

- 事業所内の職員分類（①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種）の考え方については、以下のとおりとする。
- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員又は心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責

任者のいずれかとして従事する職員で勤続10年以上の者を基本とし、勤続10年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとする。

- ・ ②他の障害福祉人材は、①経験・技能のある障害福祉人材以外の介護福祉士等及び現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種とする。
- ・ ③その他の職種は、上記①及び②以外の職種とする。

○ なお、障害福祉サービス等に従事する職員の特性を踏まえて、事業所の裁量により、

- ・ 研修等で専門的な技能を身に付けた勤続10年以上の②他の障害福祉人材を①経験・技能のある障害福祉人材に区分すること
- ・ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している③その他の職種に従事する職員を②他の障害福祉人材に区分すること

を可能とする。

※ ③その他の職種に従事している職員で賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えている場合は、区分の変更を行えないこととする。

(2) 具体的な配分の方法

○ 具体的な配分の方法については、以下のとおりとする。

- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材において、月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）以上となる者を設定・確保すること。（※）

※ 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。

- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
- ・ ③その他の職種は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと（※）。また、改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えない場合には、賃金改善を可能とする。

※ 平均賃金額について、③その他の職種が②他の障害福祉人材と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

第3 現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し

1. 2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率については、「平成30年度予算執行調査（財務省）」において、サービス提供実態に照らして過大に設定されている可能性があるという指摘を踏まえて、2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を2021年度報酬改定に適切に反映させる。

2. 2019年度報酬改定における暫定的な見直し

- 暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、1ヶ月の訪問回数1に対して、1ヶ月の常勤換算従事者数1以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。

※ 重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、2人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、1ヶ月の訪問回数1に対して1ヶ月の常勤換算従事者数2以上の事業所の数値を見直しの対象とする。

《福祉・介護職員処遇改善加算の見直し》

<居宅介護>

[現行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.3%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.1%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.3%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.0%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.2%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.8

<重度訪問介護>

[現行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 19.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 14.0%

- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 7.8%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 7.8% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 7.8% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 19.1%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 13.9%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 7.7%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 7.7% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 7.7% × 0.8

<同行援護>

[現 行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.3%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.1%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.3%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.0%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.2%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.8

<行動援護>

[現 行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 25.4%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 18.5%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 10.3%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 10.3% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 10.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 25.0%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 18.2%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 10.1%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 10.1% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 10.1% × 0.8

第4 障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い

1. 基本報酬単位数への上乗せ

- 基本報酬単位数の上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。

2. 加算の取扱い

- 各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙）参照

3. 国庫負担基準の見直し

- 消費税対応における報酬単位の改定に連動した改定を行う。

2 就学前の障害児の発達支援の無償化について

(1) 概要

「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）においては、「3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく」こととされており、2019 年 10 月からの実施に向けて検討を進めてきたところである。【関連資料 1】

就学前の障害児の発達支援の無償化の概要については以下のとおりであることから、10 月から円滑に実施されるよう必要な予算計上等の対応をお願いするとともに、各都道府県においては、改めて管内の市町村等に対して周知徹底を図られたい。【関連資料 2】

① 対象期間

満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間

② 対象施設

- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・ 保育所等訪問支援事業所
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

※ 幼稚園、保育所又は認定こども園と上記対象施設における発達支援を併用する場合は、ともに無償化の対象となる。

※ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても無償化の対象となる。

※ 基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も無償化の対象となる。

※ 措置による場合も無償化の対象となる。

③ 財政措置

現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、一般財源により対応することとなる。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行うこととなる（国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、障害児入所給付費：国 1/2、都道府県 1/2）。

さらに、初年度に要する周知費用（1億円）及びシステムの改修経費（22億円）については、別途国庫補助を予定している。

（２）具体的な事務

就学前の障害児の発達支援の無償化後の、各自治体及び各事業者等の主な事務は以下のとおり。【関連資料３】

①自治体の事務

- ・リーフレットの配布、ポスターの配布及び掲示等並びに事業者等に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・無償化の対象となる障害児に係る受給者証の更新時において、新たな受給者証に、無償化の開始時期及び終了時期を記載する。

②事業者等の事務

- ・リーフレットの配布、ポスターの掲示及び保護者に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・受給者証に記載されている生年月日を確認する等して、無償化の対象となる児童を把握する。

障害児の発達支援に係る閣議決定事項等

○新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）

1. 幼児教育の無償化

（具体的内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての児童の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。（略）

（実施時期）

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。（略）

○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）（抄）

1. 人づくり革命の実現と拡大

（1）人材への投資

① 幼児教育の無償化

（略）

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。（略）

（実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

○幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日）（抄）

4. 就学前の障害児の発達支援

○ 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める¹⁹。具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する²⁰。また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする²¹。

19 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

20 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。

また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。

21 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。

事務連絡
平成 30 年 12 月 28 日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る方針について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、「3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく」こととなっており、2019 年 10 年からの実施に向けて検討を進めてきたところ、本日、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合が開催され、別添のとおり合意されました。

就学前の障害児の発達支援の無償化については、下記のとおりとなりますので、都道府県、市区町村におかれましては、必要な予算計上等の御対応をお願いするとともに、都道府県におかれては、本事務連絡の趣旨について、管内の市区町村（特別区を含む。）に御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象期間

満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間

2. 対象施設

- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所

- ・ 保育所等訪問支援事業所
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

※幼稚園、保育所又は認定こども園と上記の発達支援を利用する場合は、ともに無償化となります。

※障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても対象となります。

※基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。

※措置による場合も無償化の対象となります。

3. 財政措置

就学前の障害児の発達支援の無償化については、現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、消費税財源ではなく一般財源により対応することとなります。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行っていただくこととなりますので御留意ください（国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、障害児入所給付費：国 1/2、都道府県 1/2）。

さらに、無償化の実施に当たって初年度に要する周知費用及びシステムの改修経費については、別途、国庫補助を予定しており、今後、詳細が決まり次第、速やかに御連絡します。

参考：「障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて（案）」
「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合
（平成 30 年 12 月 28 日）会議資料」

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

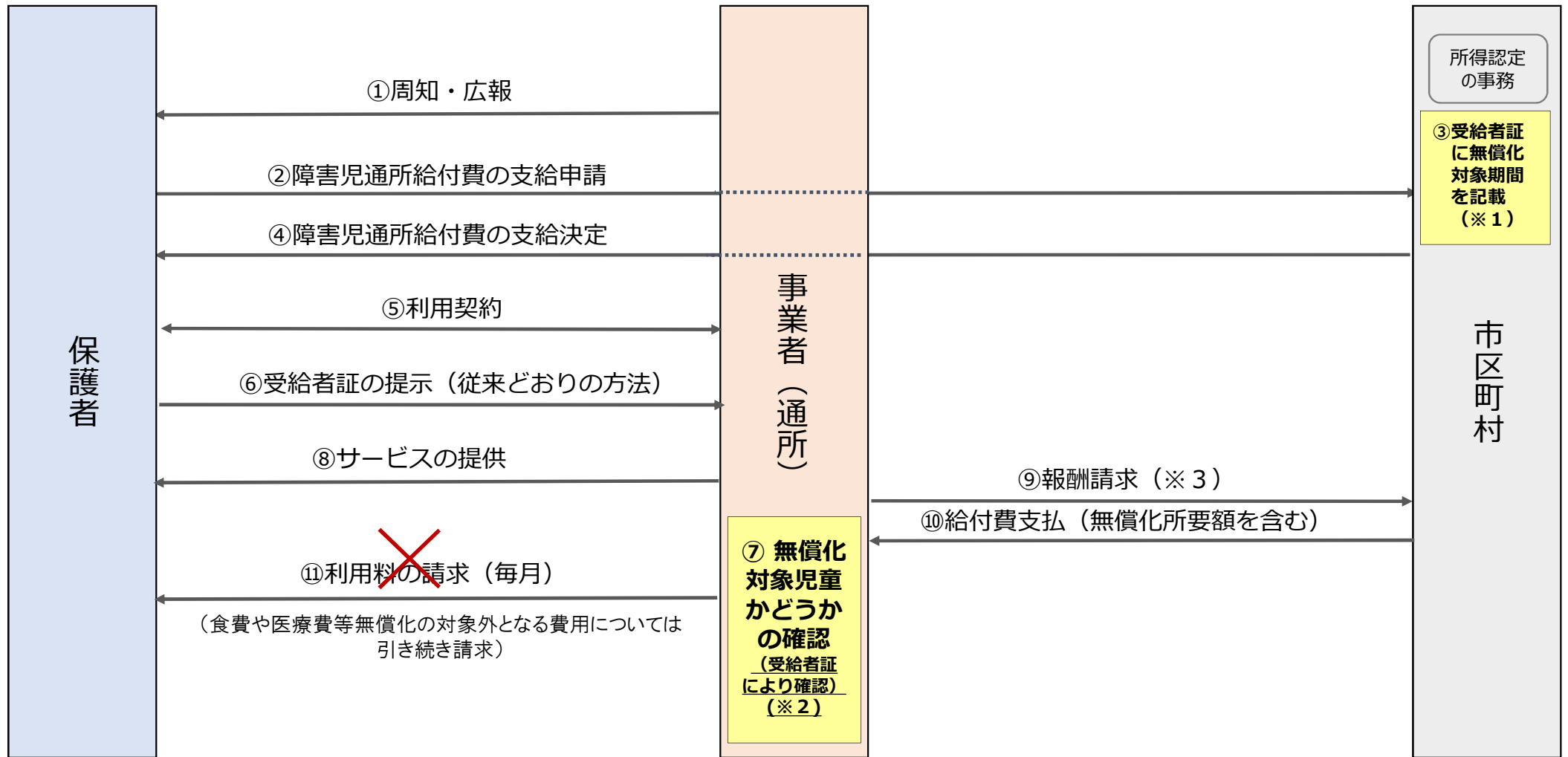
Tel : 03-5253-1111（内線 3037）

(注) 本資料は今後、政省令等で具体的に示す予定の内容も含まれており、適宜内容を変更する場合があることに留意して下さい。

就学前の障害児の発達支援の無償化における 事務のフローについて

- (1) 障害児通所支援事業所（契約）
- (2) 障害児入所施設（契約）
- (3) 障害児通所支援事業所（やむを得ない措置）
- (4) 障害児入所施設（措置）

(1) 障害児通所支援事業所（契約）の事務のフローについて（案）



（詳細説明）

【基本的な考え方】

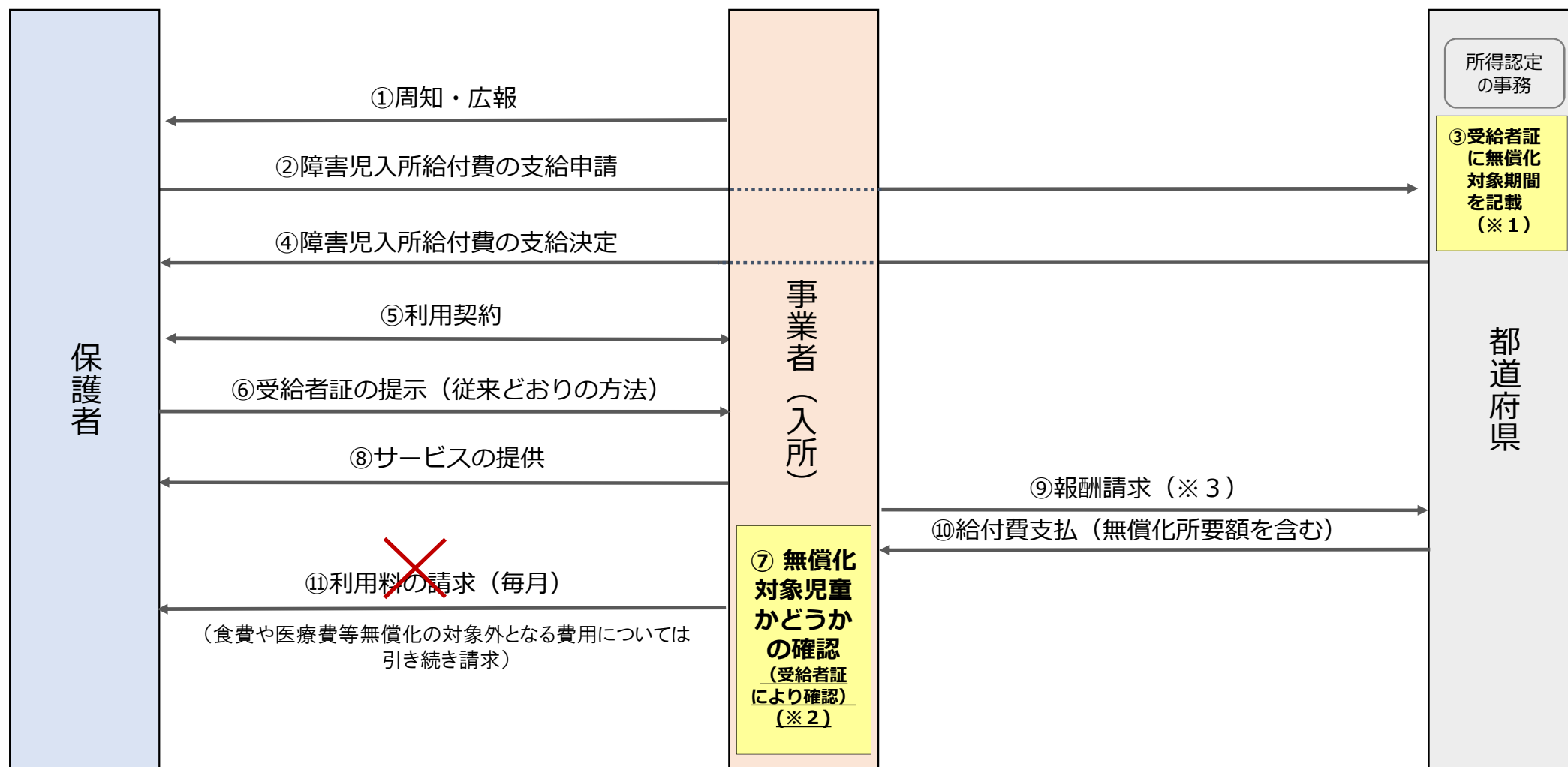
- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。
（国民健康保険団体連合会（国保連）に審査支払事務を委託している市区町村が多い。）
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

【主な事務の流れ（国保連委託の例）】

- 利用開始前々月～前月頃迄
事業者：自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施
保護者：市区町村に対し、障害児通所給付費の支給申請
- 利用開始前月頃迄
市区町村：保護者に対し、障害児通所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載（※1）
（※1）2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新の際に順次記載する。
保護者：事業者と利用契約締結
- 毎月
事業者：障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認（受給者証により確認）（※2）
（※2）2019年10月～2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。
○2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象
○2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 毎翌月初旬頃
事業者：保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求
- 毎翌月10日～翌々月20日頃迄
事業者：国保連に障害児通所給付費等に係る請求書等を提出（国保連・市区町村による審査あり）
（※3）無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。
国保連：市区町村へ障害児通所給付費を請求
市区町村：国保連を通じて、事業者へ障害児通所給付費を支払

(2) 障害児通入所支援事業所（契約）の事務のフローについて（案）

検討中資料



（詳細説明）

【基本的な考え方】

- 現行の障害児入所給付費の仕組みを活用した事務フローを想定。
（国民健康保険団体連合会（国保連）に審査支払事務を委託している都道府県が多い。）
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

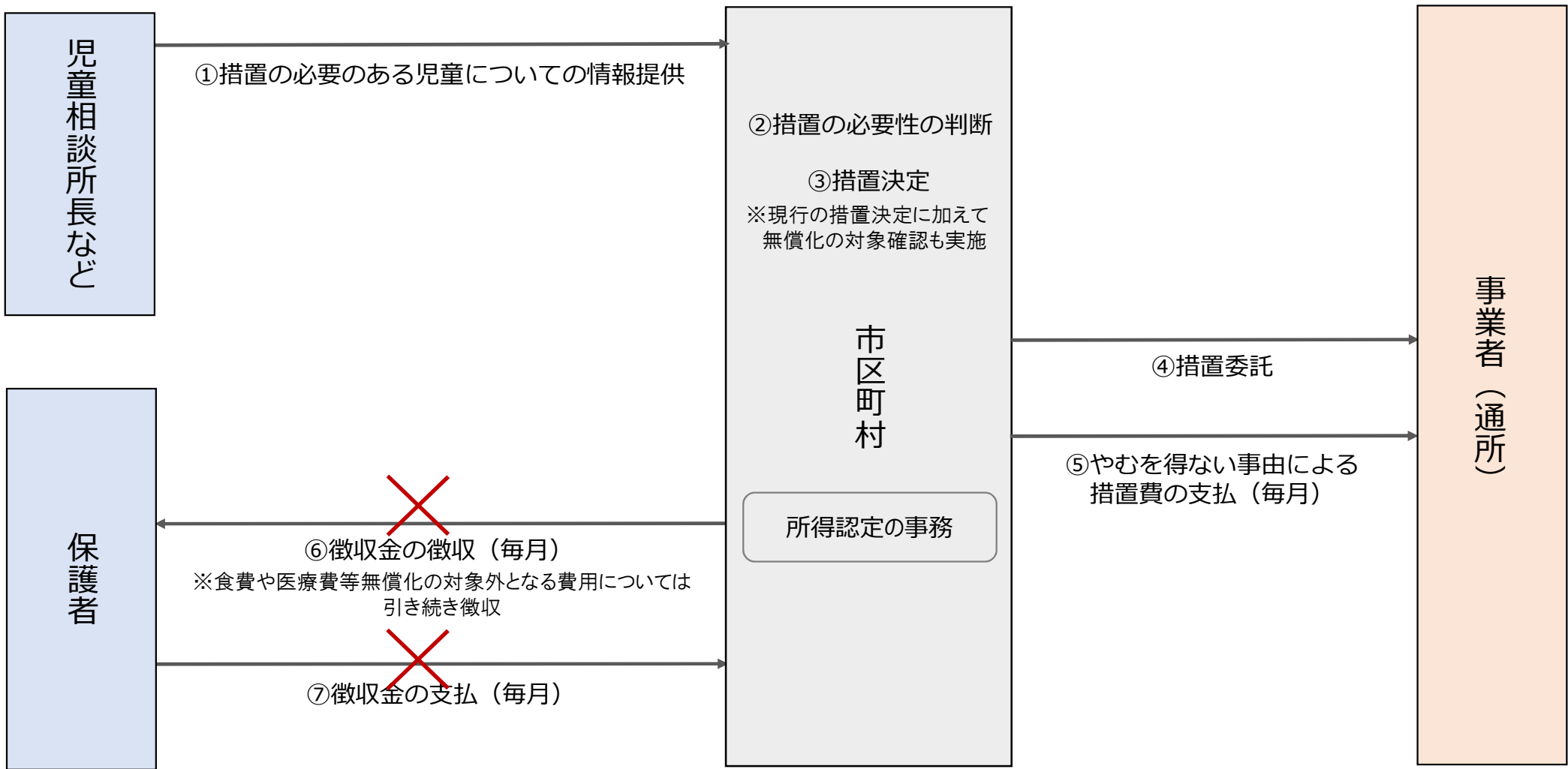
【主な事務の流れ（国保連委託の例）】

- 利用開始前々月～前月頃迄
事業者：自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施
保護者：都道府県に対し、障害児入所給付費の支給申請
- 利用開始前月頃迄
都道府県：障害児の保護者に対し、障害児入所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載（※1）
（※1）2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新等の際に順次記載する。
保護者：事業者と利用契約締結
- 毎月
事業者：障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認（受給者証により確認）（※2）
（※2）2019年10月～2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。
○2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象
○2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象
以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 毎翌月初旬頃
事業者：保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求
- 毎翌月10日～翌々月20日頃迄
事業者：国保連に障害児入所給付費等に係る請求書等を提出（国保連・都道府県による審査あり）
（※3）無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。
国保連：都道府県へ障害児入所給付費を請求
都道府県：国保連を通じて、事業者へ障害児入所給付費を支払【※】

【その他（備考）】

【※】国保連へ事務を委託していない一部の県立施設等については、このスケジュールの限りではない。

(3) 障害児通所支援事業（やむを得ない措置）の事務のフローについて（案）



（詳細説明）

【基本的な考え方】

- 現行のやむを得ない事由による措置の仕組みを活用した事務フローを想定。

【主な事務の流れ】

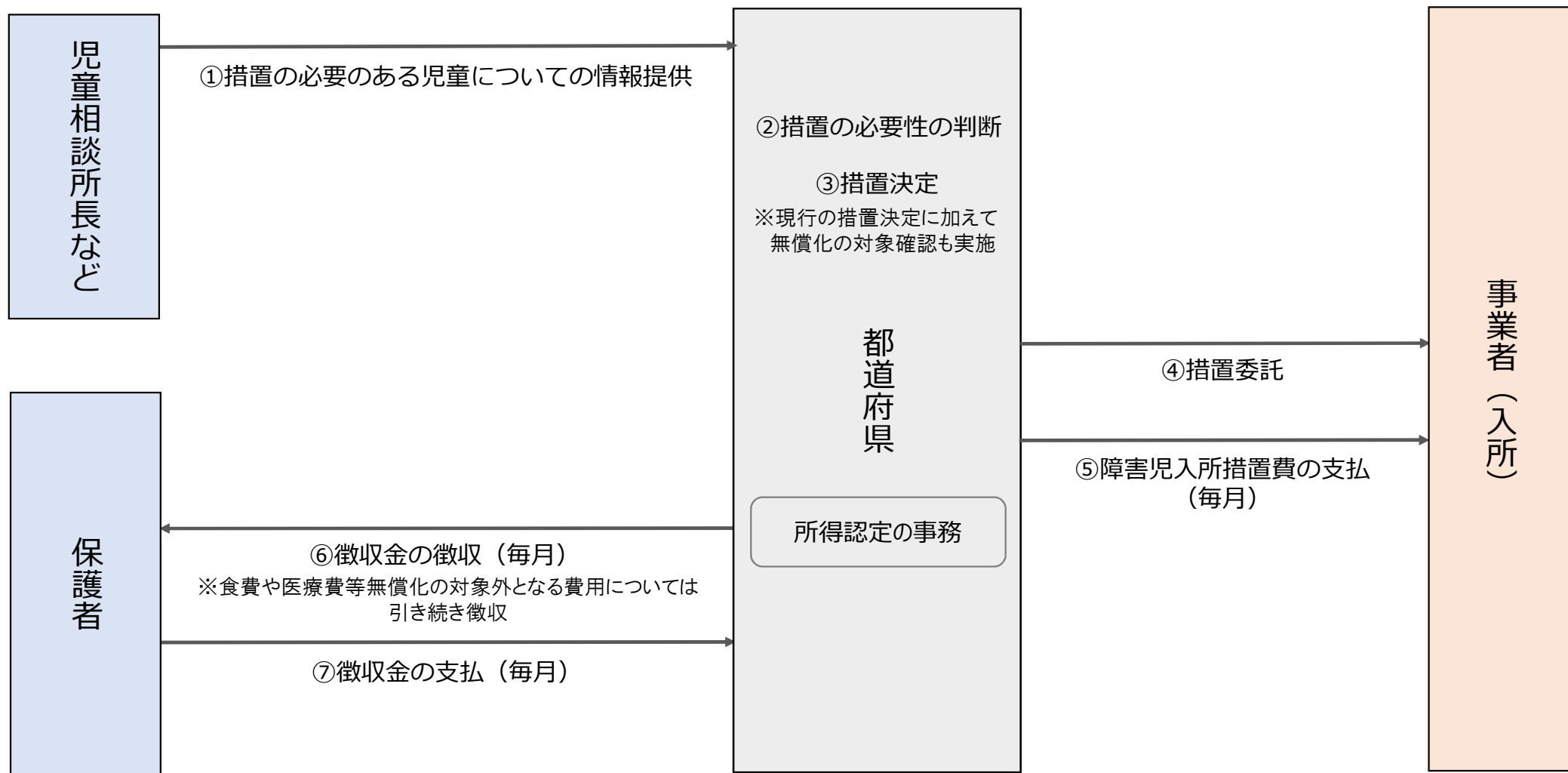
- 利用開始前月頃迄 市区町村から障害児に対し、やむを得ない事由による措置の決定
事業者と市区町村による措置契約締結
- 毎月 事業者が障害児へサービスを提供
- 翌月以降 市区町村から徴収金の徴収 → 現物給付化のため、保護者への利用料の徴収手続きは不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収
- 翌月以降 事業者が市区町村にやむを得ない事由による措置費に係る請求書等を提出 → 徴収金相当分（無償化分）も併せて請求

市区町村は事業者へやむを得ない事由による措置費を支払【※】

【その他（備考）】

- 【※】 具体的なスケジュールについては、市区町村ごとに異なる。

(4) 障害児入所施設（措置）の事務のフローについて（案）



（詳細説明）

【基本的な考え方】

- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。

【主な事務の流れ】

- 利用開始前月頃迄 都道府県から障害児に対し、障害児入所措置の決定
事業者と都道府県による措置契約締結
- 毎月 事業者が障害児へサービスを提供
- 翌月以降 都道府県から徴収金の徴収 → 食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収
- 翌月以降 事業者が都道府県に障害児入所措置費に係る請求書等を提出 → 徴収金相当分（無償化分）も併せて請求
都道府県は事業者へ障害児入所措置費を支払【※】

【その他（備考）】

- 【※】 具体的なスケジュールについては、都道府県ごとに異なる。

平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について

1 届出期日について

平成 31 年 4 月 15 日（月）必着

※期日を過ぎて到着した場合は、4 月 1 日からの加算適用されませんので、期日を厳守願います。

※すでに御提出いただいている場合は、再度の提出は不要です。

2 届出先

(1) 仙台市以外の事業所を法人一括届出する場合…**県障害福祉課**

(2) 仙台市以外の事業所を単独届出する場合

イ 居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，重度障害者等包括支援，共同生活援助（日中サービス支援型を含む），短期入所及び障害児通所支援（通所による障害福祉サービスとの多機能の場合及び児童発達支援センターの場合を除く。），居宅訪問型児童発達支援

…**事業所を所管する県保健福祉事務所又は同地域事務所母子・障害担当班**

ロ イ以外の障害福祉サービス，障害児入所支援及び障害児通所支援（通所による障害福祉サービスとの多機能の場合及び児童発達支援センターの場合のみ）

…**県障害福祉課**

※基準該当事業所は指定を受けている市町村の障害福祉担当課，仙台市内の事業所には仙台市障害者支援課又は障害企画課

3 届出書類

障害福祉課 HP に掲載しています。

4 不適切な賃金改善事例について

(1) 対象外の職種（管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・看護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・栄養士・調理員等の専門職・事務員）に対する賃金改善を「加算による賃金改善」として届出している。

(2) 特定の職員に対して不当に偏った賃金改善がなされている。

(3) 賃金改善を拡大解釈している。

(4) キャリアパス要件や職場環境等要件を満たすための取組みに要する費用を賃金改善額として計上している。

(5) 賃金改善計画の周知が不徹底である。

(6) 賃金改善総額が加算による収入額を下回っている。

5 訪問系サービスの加算の見込み額について

平成 31 年 10 月より，下記のとおり新たな加算率が適用されることに伴い，各期間（4 月から 9 月までの期間と 10 月から 3 月までの期間）で算出した総額（見込額）を計算する必要があります。

〈2019 年 10 月から 2020 年 3 月までの加算率〉

	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）に該当（ア）	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）に該当（イ）	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）に該当（ウ）	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）に該当（エ）	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）に該当（オ）
居宅介護	30.2%	22.0%	12.2%	（ウ）により算出した単位（一単位未満の端数四捨五入） × 0.9	（ウ）により算出した単位（一単位未満の端数四捨五入） × 0.8
重度訪問介護	19.1%	13.9%	7.7%		
同行援護	30.2%	22.0%	12.2%		
行動援護	25.0%	18.2%	10.1%		

資料10-1

多機能型事業所等の常勤の考え方について

1. 多機能型事業所における取扱い

多機能型事業所における常勤／非常勤，専従／兼務の考え方は下記のとおりです。なお，特定のサービスにおいて必要な職種（就労移行支援における就労支援員など）や，多機能型に関する特例による人員配置を行っている事業所などについては，必ずしも下記の取扱いになるとは限りません。

- ① 複数サービスを実施している事業所においては，サービス毎に常勤・専従職員の配置が必要です（生活介護等の「1人以上は常勤」の規定）。

ただし，多機能型の特例（20人未満の場合）を適用する事業所においては，常勤・専従職員はサービス毎ではなく，事業所に1人以上で構いません。

なお，障害児通所支援を提供する場合は，サービス提供時間内において人員基準を満たす必要があり，かつ，営業時間内においては事業所に直接処遇職員を配置し，児童を受け入れる体制を整えておく必要があります。

- ② 多機能型事業所において，時間を分けてそれぞれのサービスを兼務している職員については，各サービスの勤務時間の割合は問わず，非常勤・兼務職員となり，①の常勤・専従職員とはみなしません。

なお，上記の常勤／非常勤，兼務／専従の考え方は多機能型事業所の人員配置のみの考え方であり，福祉専門職員配置等加算のQ&A（平成21年度Q&A（Vol.3）問1-1）とは考え方が異なりますので注意が必要です。

2. 勤務体制の変更について

H31年度中に配置することとし，H32年度から配置されていなければ減算とする取扱いとします。

資料10-2

多機能型の人員配置の例①

就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型

管理者	常勤	兼務	A 氏	8 h	
サービス管理責任者	常勤	兼務	B 氏	8 h	
職業指導員	常勤	専従	C 氏	8 h	—
職業指導員	常勤	専従	D 氏	—	8 h
生活支援員	非常勤	兼務	E 氏	4 h	4 h

多機能型で、複数のサービスで勤務する場合は「兼務」か「専従」か←
 管理者サビ管は並行的兼務なので「常勤・兼務」
 直接処遇職員は時間を分ける兼務なので「非常勤・兼務」
 (常勤は一つのサービスの場合のみ)

多機能型の人員配置の例②

就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型

管理者	常勤	兼務	A 氏	8 h	
サービス管理責任者	常勤	兼務	B 氏	8 h	
生活支援員	非常勤	兼務	C 氏	7 h	1 h
職業指導員	非常勤	兼務	D 氏	1 h	7 h
生活支援員	非常勤	専従	E 氏	4 h	
職業指導員	非常勤	専従	F 氏		4 h

多機能型で、複数のサービスで勤務する場合、合計の時間数が常勤職員の勤務時間に達していれば、「職業指導員又は生活支援員のうち1人以上は常勤」の「常勤」としてよいか←不可。あくまで1つのサービスに1人の「常勤・専従」を配置する。福祉専門職員配置等加算とは切り離す。

多機能型の人員配置の例③

就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型

管理者	常勤	兼務	A 氏	8 h	
サービス管理責任者	常勤	兼務	B 氏	8 h	
生活支援員	非常勤	兼務	C 氏	4 h	4 h
職業指導員	非常勤	兼務	D 氏	3 h	5 h
生活支援員	非常勤	専従	E 氏	4 h	
職業指導員	非常勤	専従	F 氏		4 h

・ D 氏は B 型の常勤職員と考えてよいか (A 型は不可か)
 ・ C 氏は A 型又は B 型の常勤職員のどちらでも配置可能か
 ←不可

多機能型の人員配置の例④

就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型

管理者	常勤	兼務	A 氏	8 h	
サービス管理責任者	常勤	兼務	B 氏	8 h	
生活支援員	常勤	専従	C 氏	8 h	—
職業指導員	非常勤	兼務	D 氏	5 h	3 h
生活支援員	非常勤	専従	E 氏		4 h
職業指導員	非常勤	専従	F 氏		4 h

・ 片方のサービスに常勤職員がかたまる人員配置は可能か
 ←不可

資料11

短期入所を行う事業所における人員の考え方について

短期入所と、短期入所の本体施設において、時間を分けてそれぞれのサービスを兼務している職員については、各サービスの勤務時間の割合は問わず、人員配置基準で言うところの「非常勤・兼務」職員となります。

※福祉専門職員配置等加算で言うところの「常勤職員」の考え方（平成21年度厚生労働省Q&A（Vol.3）問1—1）とは異なりますので御注意ください。

短期入所を行う場合、

○本体施設の基準は本体施設の基準で満たすこと

- ・本体施設で常勤専従の直接処遇職員が必要とされるサービス（生活介護等）は、本体施設に常勤専従で、短期入所と兼務しない直接職員を確保すること
- ・短期入所で勤務する時間を除いた上で、直接処遇職員の配置数要件を満たすこと 等

○短期入所の基準を満たすこと

＝本体施設＋短期入所の全体で、利用者数に対して要する人員配置要件を満たすこと

が必要です。

なお、上記については、H31年度中に配置することとし、H32年度から配置されていなければ減算とする取扱いとします。

配置例：議題14「指定に関する書類における注意事項について」

勤務形態一覧表記載例 参照